彩陶に伴出する無彩文土器の文様の特徴をな すものであり、從來は中國本土に於ては未だ の文様は赤峯紅山後の遺跡をはじめ、 破片が採集せられていることであつて、 と推定されて居る。 なおこゝで注意を引く 弧線文上器

發見されて居な いものである。

今迄やゝ不明瞭であつた各種の問題の焦點が るに中國先史時代研究史の第一頁を飾るべき るものなること、更に甘粛仰韶期と河南の仰 來と變りがなく、不招塞は仰韶より時期が遲 關係を論じている。しかしその所見たるや從 かにせられ、 定を再び繰返しているにすぎない。 て西紀前五百年頃迄彩陶が存在したという推 たのに對し、甘肅に於ては、その後も繼續し の歴史の進展の結果、 韶期とは同時代であり、 れること、河陰縣の諸遺跡は仰韶よりやム下 れら各遺跡の相互關係、 以上の報告の最後に原士は總括として、 酸になったの なお考究の餘地を殘しながらも かくの如くにしてその全貌が明 は我 彩陶が割合早く消滅し 及び、 河南に於てはその後 々の大きな喜びで 甘肅彩陶との 之を要す ح

> 虅 22 逯 治

る。

## 井 上光 日本古代史の諸問 貞 著

**本歷史**、 六篇 佛教」を發表して以來、古代の社會史と佛教 後表)三、「氏族制に關する二つの理論」(日 史 和 籍と對氏族策」(史學雜誌、 研究史論」(日本古代社會、 四回所收)二、「大和國家の軍事的基礎」(未 論稿のうちから日本の古代社會に關するもの たに遊いないからである。今回、氏の数多い せるほどの者ならば、誰一人看過し得なかつ 公にせられた氏の存在は、日本史に關心をよ 史家について今更紹介する要はあるまい。 古代史學界の最近の業績」(史學雜誌五六編 〇號 の雨領域にわたつて劃期的な力作を次々と 十八年史學雜誌に「王仁の後裔氏族とその 非上光貞-歷史學研究一二七號)一 昭和二三年四月) 一、「部民の研究」(新日本史講座第 ――この俊秀を謳われる若き古代 ĵ 四、「大化改新史 五六編三號)六、 五、「庚午年 が集成せ 阳 所は大和朝廷成立以後大化改新に至るまでの

Ď 學界の喜びたるを失わない。 第一、二、

ることであるし、 は、 績がいかに見事に攝取され展開されているか であるが、氏の研究のうちにそれら先人の業 な學風を形成する一つの因子となつているの 四頁)ところから來るのであつて、氏の堅實 史が重要な要素となつていると考える」(三二 代史の研究にとつては他の分野以上に、 私は非上氏の方法論を中心として古代史研 に載せられている。本欄は紙数も限られてい 三氏の行き届いた批評が史學雜誌五八編五 と思う。 とのような研究史の重視は、恐らく氏が「古 去の研究の整理と批判とを内容としている。 身の研究であるが、第三、 文はそれん~標題とする問題についての氏 さて本書を概拠するに、 以下に述べる所から自ら明かになること 清新の裝を凝らして我々の机邊に 本書の内容についてはすでに竹内理 全般の紹介はそれに譲り、 四、六の論文は過 五。 の 研究 自

九五

時代を中心としている。

との分野における近

A

出簽點

古代史と言つても本書の扱う

史上における本書の位置づけを試みたい。

盐

の研究を大きく二つに分けると、

津 H

般に認められ 7 いた。

九六

つて來る。一方を文献學派といい、一方を理義通爾氏の線とが基本的なものとして浮び上 吉・坂本太郎兩博士の線と、早川二郎・渡邊 所謂 左右 博士の見解に從つて主觀的合理主義 0 H 上に氏獨自の方法を加えて記紀の批判を更に 説をそのまゝ守つたのではない。まず坂本 博士の線から出後する。けれども氏は博士 から來る

津田博士説の弱點に注意し(二一五頁)、その

論學派といい切るのは武斷にすぎるが、

前進せしめた。獨自の方法というのは、大化

正統史學と新興史學の二つの存在は何人も認

發展性を備えた歴史學の建設が必要であるこ 採長補短して、前者の嚴密性を失わず後者の めざるを得ぬ所であろう。そしてとの雨者を ともまた言うまでもない所である。これに關 子代 て、いくつかの重要な問題(例えば御名代御 紀 以後の文猷と照らしあわせるととによつて記 の記述の史質性を検討するやり方で 六四—六七頁、佐伯部。三六、一四四 あ っ

**藤間・石母田雨氏等の業績があらわれるまで** しては、早く後者の側から種々の試みがなさ (早川二郎氏「日本古代史の研究」等)、 0 頁)について津田説を修正することが出來た 法を發展的に繼承したものと言い得るである はこれによるのである。氏は津田博士の方

れたが

は十分な成功を見たとはいえなかつた。

は理論に偏して、立論はついに假説の域を出 し雨氏等の研究といえども大化前代について しか 下 う。とゝに見られた大化以後の文献(續紀以 究法の大きな特色の一となつている。氏はこ の國史、律令、戸籍等)の利用は、 氏の研

ず、この領域はなお多く空白のまゝに残され 困難な課題に答え得た數少い幾人かの一人で 井上氏はこの雨研究法の綜合という 料として活用したのである(一六頁)。尤も大 7 化以後の史料のこのような利用法が氏に始ま れを單に記紀批判にのみ使つたの で 廣く大化前代の狀態を遡つて考察する材 红 なく

るのでないことは勿論である。早川氏 (前掲 翮

ある。

な文献批判の上に立てられる。

この點氏は津

など多くの人々によつて試みられ、

方法とし

ح

れは渡邊氏が部民の研究において用い「古

川上多助氏

(「日本古代社會史の研究」)

法は正

しく早川・

渡邊の方法の踏襲で

**、ある。** 

氏の場合、

研究の基礎は他くまで嚴密

綜合というのは單なる寄せ合せでは

常に一抹の不安と躊躇を伴つて、 ~ L て膨れていることは なかつたために、 かしその間に横わる大化改新の性質が明確 大化後から前 徹底的に への溯上は は

に於いてこの方法は最も美しい開花を見せ 利用を極めて徹底して行うことができた。 上での溯行であるために、大化以後の史料 本書第四論文で大化改新の意義を明かにし 行われ得なかつた。 然るに非上氏の場合は、 氏 7 0 た

た。氏はその資料を願使して、勇躍、 大化前代に關する資料が豊富に集 積 段階は終つて第二の段階が始まる。 再構成に立ち向う。とゝに史學研究の第一 と言い得るであろう。こうして氏の机上には 4 史質の b ħ Ø

瀕 す部民の考察に際して取つた方法は、 に導き出される。 法であろう。 民の諸類型の設定を基準として史料を整理分 ĩ 係 との段階で問題になるのは史料の處理 . \$3 次いで歴史の發展をその類型の艦起的 いて把握することであつた。 再構成のしかたはそれから自然 非上氏が本研究の中 との方 先す部 心をな の方

ある。 論に對しては根本的な不滿が後者の側から提 は非上氏のそれは前者に近い。從つて氏の行 武を進めるものと言うべく、 非上氏の研究は、 本の方法の上に早川・渡邉の方法を併せもつ た (津田・ 料の利用に未熟であったので、この分野にお 氏は理論偏重の傾きがありまた大化以後 代についてとの方法を及ぼすことなく、渡邊 成果を収めたのであるが、 時代戸籍の整理において利用し、共に多大の 出されるであろう。 いては後述)。 いては十分な業績を擧げることが出來なかつ 上のととであつて、根柢をなす史观において 坂本と早川・渡邊の綜合と言つても方法論 かしい成果を質のらせ得たのは蓋し當然で しかし一言斷つておきたいのは、津田 坂本の線における類型別研究につ との意味において、 日本古代史研究の王道に步 **藤間氏等は大化前** 後述するような 津田 坂坂 の史

代社会の構造」)、

藤間・石

H

丽氏もまた奈良

津田博士の否定的見解を克服して肯定的解釋 上氏の本書に示された成果もまたとの流れに を建設しよっとする轉換期に面して (B) その成果大きく見ると日本古代史は いる。 非

퐌

評

仕える民と、 本博士は、 造に租稅を輸する農民の一圏とに區別し、 等かの職務に服するものの一くみと、 津田博士は、 に奉仕する部民(=公民)とも分類される。 Ę 業的品部と (2) れた。主なものを擧げると、 **型別研究は渡邉氏の外に幾人かの試みがなさ** について言えば、 れた成果を中心にして述べよう。始めに部民 沿うものに外ならない。 の首長に率いられて諸種の職業を以て天皇に (1)皇室に属する部民、 (3)諸氏に管せられながら課役のみ朝廷 ① 天皇直屬の部民 (1)(II) 記念的品部とに分ち、 先にふれたように部民の 伴造に属し朝廷に於ける何 同じく首長に率いられて天 以下に (2)川上氏は 諸氏に属する部 (Y) カ> くして得 ある一定 (1) (2)ŧ 職 瀕 坂 俚 た b

至らなかつた。

(240)

性質を重視した外は結局平面的羅列的 らの分類は部民管掌の形態からなされた外面 満氏私有の部民とに區分される。 皇に賦役を致す農民の二種を含む)と、 10 た たものとは言い難く、 的 お のは自然のなりゆきであつた。 な類型であつて、 v て掴んだ類型の設定は恐らく渡逢氏に 部民の性格を真に把握し 從つて川上氏が公民 部民を基底 しかしこれ に終っ (2)0

所があり、 Ą, (1)において、又政治史との職關において缺ける 展について質に多くの示唆を與え た 立てられた。この分類は古代社會の構造と發 し季節的召役を受ける部民、 したまゝ課役を納入する部民、 田部を研究し、その結果基本的 始まる。 勞例奴隸的部民 前述したように理論の適用と史料の操作 氏は部民のうちで最 學界をして全く承服せしめるには (2)共同體的關係を持續 という三類型を るも重 なものとして (3) 要と考える 農具を有 け یخ

準は、 ۲ ک (1)と部曲とに分ち、 氏 明かにせられている。 0 はそれぞれ相應ずる勞働形態の差に外ならぬ るようであるが、 にては勞働形態を主とし、一見混亂が見られ して類型を考えたものである。 一の分類 - 異なつた立場よりの とれに對して井上氏の類型は、 品部、 即ち政治史的類型は社會經済史的 は政治史を社會經濟史との關聯に (2) においては管掌形態、 屯倉・田莊の民、 各々を更に二乃至三に細分 類型における管掌形態の差 とれでもわかるように 表現に外ならぬ その設定の基 (3)(2)先ず部民を 子代名代 (3)杉 6

九七

北

いて解こうとするもので、

渡邊氏の所論

を發

それぞれの類型の歴史的意義が注意に上り、 えるものと言えよう。このように部民の類型 ずるものであつて、 に敷設してゆき、總體として大和國家の直轄 品部にあつては、伴造の私民に近い品部から、 古代史の再構成が浮彫りにされて來る。 して捉えられている。 支配が全國化してゆく過程」(六一頁)に相 族直轄領を、 リ貢納地區としての屯倉への推移が考えられ おいては労働奴隸制の屯倉や徭役制の屯倉よ 定義ずけられる(三八頁以下)。② と發展するとされ、「官司制の成熟」として 氏(うぢ)にではなく官司に隸屬する品部へ が政治史的社會經濟史的に把握された結 展的に繼承すると共に、 ついては、「その後生の契機が村落の外から、 それは「大和國家が皇室直轄領費 本來は治外法權的な國造領の中 「私有地民制の發展」と ③の子代名代と部曲に 最近學界の要求に答 の屯倉に (1) の 果 膇

された。 IJ I 義も明確となる。大化改新の不質について、 えれば、「官僚的な統一支配の成熟」と「大利 は官司制を、 唐制の摸倣ではなく、 制との聯關についての考察(八八一九二頁) えたのであつて(二五四頁)、 かつて學界を支配したカタストロフエンテオ 必然の結果として容易に理解でき、 との見解に立つ時、大化改新は歴史の動きの 朝廷の直轄領の擴大」(八七頁)とであつて、 所有を基軸として展開するとされる。 いた」(八九頁)ものであることが明快に論證 してその上に官僚貴族群の為の四等官制を置 にも見られる。とゝでは、律令官制は單なる 展性に對するとのような認識は律令制と部民 つ最も大きな功績の一つであろう。 的解釋を克服するための一つの支柱を與 社會經濟史的には土地及び人間 「品部制を下級組織と これも本書の持 又その意 歴史の發 言を換

ı.

1

ゲの美術品は漸く十九世紀末に

初

めて

礎」に及ぶことができなかつたのは評者の不 **死」に集中し、** ない。以上の揺論が概ね第一論文「部民の研 数を越えたので残念ながら筆を捌か なお論ずべき問題は澤山残つているが、 雄篇 火 和 國 家 の軍事的基 ねばなら 紙

觀察不能な日本の西歐美術史及び考古學研究

**侚取り組みにくい對象で** 

あつたが、

更に質物

果であるが爲に、我が國に於ては時間的にも

理解される。

すなわち大化前代は政治史的に

とれまた「私有地民制の發展」の一面として 成立して來る」(八二頁)ことが指摘せられ、 そして氏族制的關係を打破することによつて

> 手際による。 わ びしたい。 著者ならびに置者諸賢に に深くお

(昭和二四年 頁四二〇四) -Ŀ 月思索社 Ħ A 5 三五

直

水 学

疢 郞

## 村田墩之亮著

エーゲ文明の

豣

である。もともと發見研究が極めて最近の成 は殆んど未開拓の分野として残されてきたの であつて、その歴史上の意義或は問題の所在 は藝術的關心の對象としてとゞまつていたの の間で早くから好まれまた愛されてき に一致するところがあるらしく殊に美術家 色彩と意匠などによつてどこか日本人の感覺 發見されたものであるが、 いふことは云いかえればエーゲ文明は一般に た輕快な趣向や可憐な風情やまた洗練された その給画に現はれ た。 Ł